

アメリカ裁判制度の現状

序

日本企業がアメリカで訴訟に巻き込まれる事例が増えている。以前から多かった製造物責任訴訟に加えて、特許訴訟その他の知的財産権訴訟が多くなっている。アメリカでの訴訟には、企業の存立さえ脅かしかねないほどの賠償額を認定されるリスクと数億円単位の訴訟費用を伴う。アメリカの法律事務所の特許訴訟の実務に携わっていると、日本企業における訴訟戦略の主導的立案の必要を強く感じる。そのためには、特許法など実体法の研究のほか、手続法の研究が必要である。

日本企業としては、アメリカで訴訟を起こされても応訴しないですめばそれに越したことはない。本稿は、アメリカ民事訴訟手続の中でも、判例理論の発展の著しい対人裁判権理論を中心に裁判制度を、戦略立案に役立つ程度詳細に解説することを目的とする。

裁判所制度

1 連邦制度

アメリカは、アメリカ合衆国憲法（「連邦憲法」）に基づき、連邦制をとる。各州が一般的主権を保持し、連邦は連邦憲法上与えられた権限のみを有する制限的主権をもつ。

各州は、州憲法に基づき裁判所制度を設けている。州裁判所は、連邦憲法またはこれに基づく連邦法で除外される事項を除くすべての事件を裁判することができる。州の裁判所は、連邦法、たとえば連邦商標法上の事件を扱うことができる。連邦法が、連邦裁判所の専管事項とはしていないからである。しかし、たとえば連邦独禁法は、連邦裁判所の専管事項とされているので、州裁判所は、連邦独禁法上の事件を扱うことができない。

連邦憲法は、連邦政府に連邦議会（第 1 条）、大統領（第 2 条）のほか、連邦最高裁判所以下の連邦裁判所（第 3 条）の設置を規定している。連邦議会は、州際取引の規制（第 1 条第 8 項第 3 号）、特許制度（第 1 条第 8 項第 8 号）、著作権制度（第 1 条第 8 項第 8 号）などについて立法権限を与えられている。州際取引規制権限に基づき、連邦議会は連邦独禁法や連邦商標法を定めている。連邦裁判所は、連邦議会の定めた法律などの連邦法上の事件（「連邦問題事件」）のほか、異なる州の市民間の事件（「州籍相違事件」）などについて裁判権をもつ¹。

2 州裁判所

各州の裁判所制度は、各州の憲法によって定められており、州ごとによって異なる。以下に、代表例として、カリフォルニア州の裁判所制度とニューヨーク州の裁判所制度を紹介する。

A. カリフォルニア州の裁判所制度

(1) 第 1 審裁判所

「上級裁判所」（Superior Courts）： 上級裁判所は、訴額 25,000 ドルを超えるすべての民事事件、軽犯罪を除くすべての刑事事件について、第 1 審管轄権をもつ。また、上級裁判所は自治体裁判所および治安

¹ 英語では、主権の支分権としての「裁判権」と一つの主権内の裁判所間の事務分担としての「管轄権」が併せて jurisdiction とよばれている。本稿では、両者の意味に応じて、裁判権または管轄権と訳し分けている。

裁判所からの控訴事件をも管轄する。カリフォルニア州には 58 郡あるが、各郡に一つずつ上級裁判所が置かれている。

上級裁判所の裁判官 (judges) は、任期 6 年、各郡の住民によって 10 年以上の経験ある法曹から選挙される。

「自治体裁判所 (Municipal Courts)・治安裁判所 (Justice Courts) : 郡長官は、人口 4 万人以上の裁判区に自治体裁判所を、4 万人未満の裁判区には治安裁判所を設置する。いずれも、訴額 25,000 ドル以下の民事事件、軽犯罪事件について、第 1 審管轄権をもつ。なお、訴額 5,000 ドル未満の少額事件については少額裁判所として略式手続が定められている。

自治体裁判所および治安裁判所の裁判官 (judges) は、任期 6 年、各郡の住民によって 10 年以上の経験ある法曹から選挙される。

(2) 控訴審裁判所

「控訴裁判所」(Courts of Appeals) : 上級裁判所からの控訴事件について管轄権をもつ。カリフォルニア州は六つの控訴裁判区に分けられ、それぞれ一つずつ控訴裁判所が置かれている。

- 第 1 区.....サンフランシスコ
- 第 2 区.....ロスアンゼルス
- 第 3 区.....サクラメント
- 第 4 区.....サンディエゴ
- 第 5 区.....フレズノ
- 第 6 区.....サンノゼ

控訴裁判所の裁判官 (judges) は、任期 12 年。10 年以上の経験ある法曹の中から、裁判官指名委員会の承認を得て州知事が任命し、任命後、州の住民の投票によって信任されることが必要である。

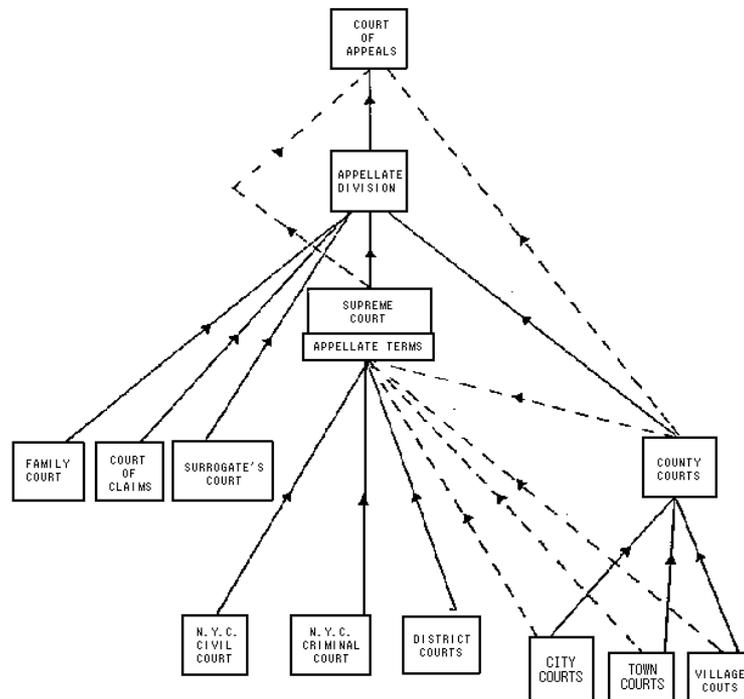
(3) 上告審裁判所

「最高裁判所」(Supreme Court) : カリフォルニア州は三審制をとり、最高裁判所が最上級審である。最高裁判所は、重要な法律上の問題または控訴裁判所の判決に対立がある場合に、その裁量により上告事件

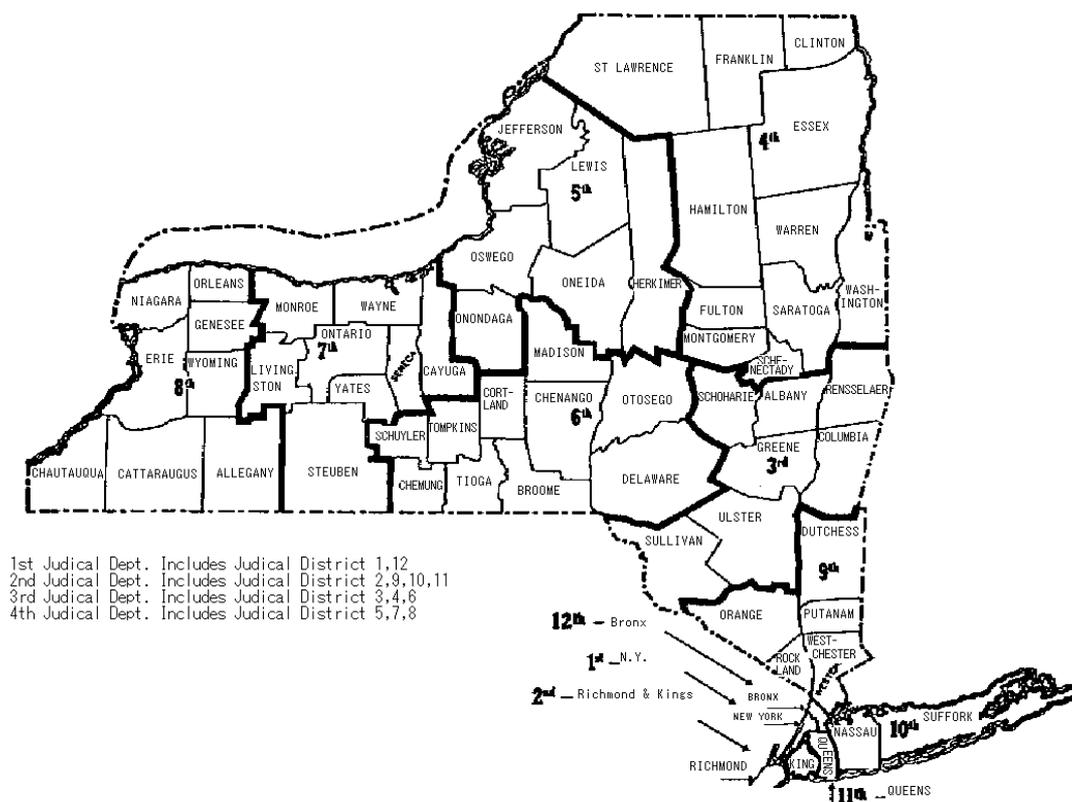
を審理する。また，死刑判決について上級裁判所から直接上訴を受ける。
サンフランシスコに置かれている。

最高裁判所の裁判官（justices）は，7名，任期12年。10年以上の経験ある法曹の中から，裁判官指名委員会の承認を得て州知事が任命し，任命後，州の住民の投票によって信任されることが必要である。

第1図 THE COURT SYSTEM



第2図 JUDICIAL DEPARTMENTS AND JUDICIAL DISTRICTS



B. ニューヨーク州の裁判所制度

(1) 第1審裁判所

「最高裁判所」(Supreme Court)：「最高」裁判所という名前がついているが、最上級審裁判所ではない。最上級審裁判所は、後述の上訴裁判所(Court of Appeals)である。しかし、第1審裁判所の中では、唯一すべての事件について管轄権をもつ裁判所という意味において、「最高」裁判所である。第1図参照。

最高裁判所は、すべての民事事件、刑事事件について第1審としての管轄権をもつ。ただし、請求裁判所の事件を除く。

ニューヨーク州には62郡あるが、最高裁判所の支部が各郡に一つずつ置かれている。裁判官(justices)は、任期14年、12の裁判区ごとに住民によって選挙される。第2図参照。

なお、後述の最高裁判所控訴部（Appellate Division of Supreme Court）の都合によって、最高裁判所の裁判官に一定の控訴事件を取り扱わせることができる。現在、控訴部第1部および第2部が、最高裁判所長官の指定した裁判官に、控訴部第1部および第2部の管轄地区内のニューヨーク市民事裁判所、ニューヨーク市刑事裁判所、地区裁判所、市裁判所、タウン治安裁判所およびビレッジ治安裁判所の全事件ならびに郡裁判所からの一定の事件について控訴を扱わせている。これを、「最高裁判所控訴開廷期」（Appellate Terms of Supreme Court）という。これらの事件については、控訴部に上訴できる。

「郡裁判所」（County Courts）：郡裁判所は、訴額 25,000 ドル以下の民事事件、刑事事件、不動産回復手続などについて第1審として管轄権をもつ。ただし、ニューヨーク市の民事および刑事事件を除く。ニューヨーク市内の5郡を除く57郡のそれぞれに一つずつ郡裁判所が置かれている。裁判官（judges）は、任期10年、各郡の住民によって選挙される。

なお、後述の最高裁判所控訴部（Appellate Division of Supreme Court）第3部および第4部の管轄地区内においては、郡裁判所は、管轄地区内の市裁判所、タウン治安裁判所およびビレッジ治安裁判所からの控訴事件をも扱う。

「ニューヨーク市民事裁判所」（Civil Court of the City of New York）：ニューヨーク市における訴額 25,000 ドル以下の民事事件、不動産回復手続などについて第1審として管轄権をもつ。訴額 2,000 ドル以下の少額事件については、いわゆる少額裁判所として、略式手続が定められている。裁判官（judges）は、任期10年、ニューヨーク市の住民によって選挙される。

「ニューヨーク市刑事裁判所」（Criminal Court of the City of New York）：ニューヨーク市における軽犯罪事件について第1審として管轄権をもつ。裁判官（judges）は、任期10年、ニューヨーク市長によって任命される。

「地区裁判所」（District Courts）：地区内の、訴額 15,000 ドル以下の民事事件、刑事事件、不動産回復事件などについて第1審として管轄権をもつ。訴額 2,000 ドル以下の少額事件については、いわゆる少額裁判所として、略式手続が定められている。ロング・アイランドにあるナ

ッソー郡，サフォーク郡西部にそれぞれ地区裁判所がおかれている。裁判官 (judges) は，各地区の住民によって選挙される。

「市裁判所」 (City Courts) : ニューヨーク市を除く 61 の市に市裁判所が置かれている。市内の訴額 15,000 ドル以下の民事事件，軽犯罪事件，不動産回復事件などについて第 1 審として管轄権をもつ。訴額 2,000 ドル以下の少額事件については，いわゆる少額裁判所として，略式手続が定められている。裁判官 (judges) は，市の住民によって選挙される。

「タウン治安裁判所」 (Town Justice Courts) ，「ビレッジ治安裁判所」 (village Justice Courts) : ニューヨーク市を除く各郡は，タウンに分かれており，各タウンにはビレッジが散在している。これらタウン，ビレッジには，タウン治安裁判所，ビレッジ治安裁判所が置かれている。訴額 3,000 ドル以下の民事事件，軽犯罪事件などについて第 1 審として管轄権をもつ。訴額 2,000 ドル以下の少額事件については，いわゆる少額裁判所として，略式手続が定められている。2,327 の治安裁判所がある。裁判官 (judges) は，法律家であることを要しない。住民によって選挙される。

「家庭裁判所」 (Family Courts) : 婚姻解消 (婚姻無効，離婚，別居) を除く家族事件，少年事件などについて第 1 審として管轄権をもつ。各郡に一つずつ置かれている。裁判官 (judges) は，ニューヨーク市内の各郡においては市長が任命し，その他の郡においては住民によって選挙される。

「検認裁判所」 (Surrogate's Courts) : 遺言書の検認，遺産の管理，養子縁組などについて第 1 審として管轄権をもつ。各郡に一つずつ置かれている。検認裁判官 (surrogate) は，各郡の住民によって選挙される。任期は，ニューヨーク市内の 5 郡においては 14 年，その他の郡においては 10 年である。

「請求裁判所」 (Court of Claims) : 州に対する請求権について第 1 審として排他的管轄権をもつ。裁判官 (judges) は，任期 9 年，州知事が州議会上院の承認を得て任命する。

(2) 控訴審裁判所

「最高裁判所控訴部」(Appellate Division of Supreme Court)：最高裁判所，郡裁判所，家庭裁判所，検認裁判所，請求裁判所からの控訴事件について管轄権をもつ。事実審・法律審であるが，第1審の陪審による事実認定を覆すときは第1審に差し戻すことを要する。ニューヨーク州は4裁判地区(Judicial Departments)に分けられ，最高裁判所控訴部の支部がそれぞれの裁判地区に配置されている。第2図参照。裁判官(justices)は，州知事が最高裁判所裁判官の中から指名する。

(3) 上告審裁判所

「上訴裁判所」(Court of Appeals)：ニューヨーク州は三審制をとり，上訴裁判所が最上級審である。法律審である。州憲法または連邦憲法が争点である場合，最高裁判所上訴部の判決に反対意見のある場合などに，上訴裁判所に上告できる。その他の場合でも，上訴裁判所の裁量により上告が許されることがある。州都アルバニーに置かれている。裁判官(judges)は，7名，任期14年，裁判官指名委員会の作成した名簿から州知事が任命する。

3 連邦裁判所

A. 第1審裁判所

(1) 「連邦地方裁判所」(U.S. District Courts)

連邦裁判所が裁判権を有する民事事件，刑事事件について第1審として，連邦問題事件，州籍相違事件を中心に広い管轄権をもつ(合衆国法典28巻1330-1367条)。

各州，首都ワシントンおよび準州プエルトリコはそれぞれ1ないし4の裁判地区に分割され，各裁判地区に一つずつ連邦地方裁判所が置かれている(合衆国法典28巻81-131条)。たとえば，ニューヨーク州には，

ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所.....マンハッタン
ニューヨーク東部地区連邦地方裁判所.....ブルックリン

ニューヨーク北部地区連邦地方裁判所.....アルバニー
ニューヨーク西部地区連邦地方裁判所.....バッファロー

が置かれている。また、カリフォルニア州には、

カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所.....サンフランシスコ
カリフォルニア東部地区連邦地方裁判所.....サクラメント
カリフォルニア中部地区連邦地方裁判所.....ロスアンゼルス
カリフォルニア南部地区連邦地方裁判所.....サンディエゴ

が置かれている。

連邦地方裁判所の裁判官 (judges) は、任期終身、上院の承認を得て大統領が任命する。

なお、「連邦破産事件裁判所」(U.S. Bankruptcy Courts)とは、各連邦地方裁判所に属する破産事件裁判官団のことをいい、各連邦地方裁判所の一部分である(合衆国法典 28 巻 151 条)。

また、属領であるバージン諸島、グアム、北マリアナ諸島にも連邦地方裁判所が置かれている。これらの連邦地方裁判所は、連邦裁判所の裁判権に属する事件のほか、州裁判所の裁判権に属する事件についても裁判権をもつ。

(2) 「連邦請求裁判所」(U.S. Court of Federal Claims)

第 1 条裁判所とよばれる裁判所であって、行政目的のために連邦憲法第 1 条に基づいて設置された裁判所である。連邦政府に対する請求事件などについて第 1 審として管轄権をもつ(合衆国法典 28 巻 1491 - 1509 条)。首都ワシントンに置かれている(合衆国法典 28 巻 171 条)。

連邦請求裁判所の裁判官 (judges) は、任期 15 年、上院の承認を得て大統領が任命する。

(3) 「連邦国際取引裁判所」(U.S. Court of International Trade)

相殺関税・反ダンピング関税に対する不服申立事件(合衆国法典 19 巻 1516a 条)など一定の関税法上の事件・貿易法上について第 1 審として

排他的管轄権をもつ（合衆国法典 28 巻 1581,1582 条）。ニューヨーク市に置かれている（合衆国法典 28 巻 251 条）。

連邦国際取引裁判所の裁判官（judges）は、任期終身で、上院の承認を得て大統領が任命する。

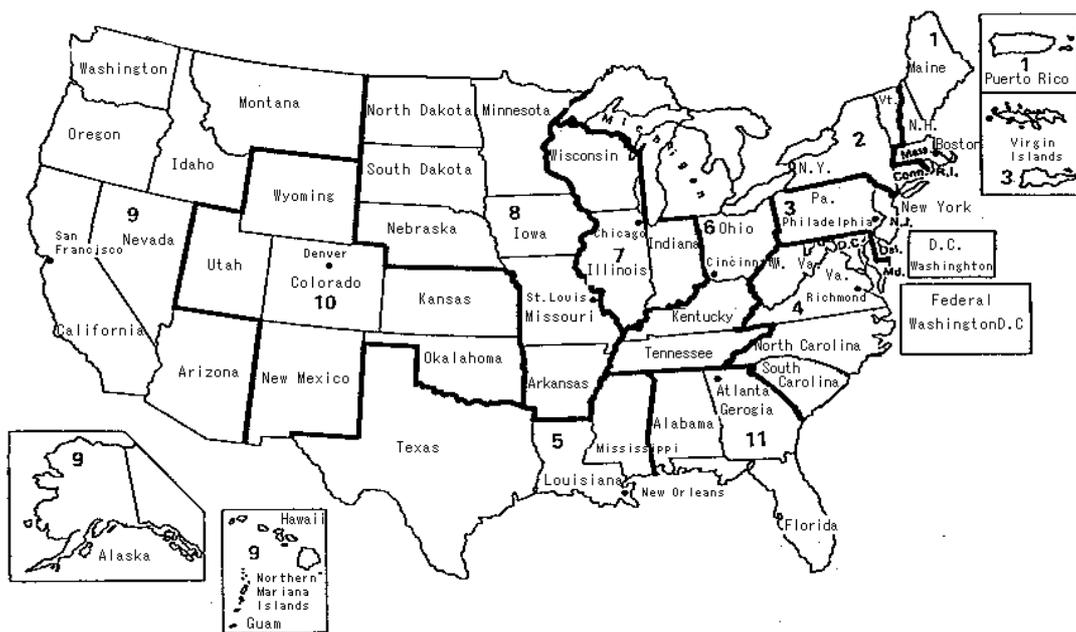
(4) 「連邦租税裁判所」（U.S. Tax Court）

第 1 条裁判所とよばれる裁判所であって、行政目的のために連邦憲法第 1 条に基づいて設置された裁判所である。連邦法上の租税事件について第 1 審として管轄権をもつ（合衆国法典 26 巻 7442 条）。首都ワシントンに置かれている（合衆国法典 26 巻 7445 条）。

(5) 「D . C . 上級裁判所」（The District of Columbia Superior Court）

首都ワシントンにおいて、州裁判所の裁判権に属する事件について第 1 審として管轄権をもつ。

第 3 図 The Thirteen Federal Judicial Circuits



B . 控訴審裁判所

(1) 「連邦控訴裁判所」 (U.S. Courts of Appeals)

連邦控訴裁判所は、控訴事件について第 1 審裁判所の実事認定および法律の適用について審査する。ただし、実事認定は明らかな過誤についてのみ審査する。

全米 50 州が 11 の巡回区に分けられ、それぞれの巡回区を担当する第 1 巡回区連邦控訴裁判所ないし第 11 巡回区連邦控訴裁判所が置かれている (合衆国法典 28 巻 41 条) 。また、首都ワシントンを担当する D . C . 巡回区連邦控訴裁判所が置かれている。それぞれ、巡回区内の連邦地方裁判所からの控訴事件のうち、特許事件を除くすべてについて管轄権をもつ (合衆国法典 28 巻 1291,1292 条) 。第 3 図参照。

さらに、全米を担当する連邦巡回区連邦控訴裁判所が首都ワシントンに置かれている (合衆国法典 28 巻 48 条) 。この裁判所は、

- ・ 特許事件について、すべての連邦地方裁判所の判決に対する控訴
- ・ 連邦政府に対する請求事件について、連邦地方裁判所の判決に対する控訴・連邦請求裁判所の判決に対する控訴
- ・ 特許出願および抵触審査について、特許商標局 (Patent and Trademark office) 特許審判部 (Board of Patent Appeals and Interferences) の審決および連邦地方裁判所の判決に対する控訴
- ・ 商標登録出願について、特許商標局長 (Commissioner) の決定および商標審判部 (Trademark Trial and Appeal Board) の審決に対する控訴
- ・ 連邦国際取引裁判所の判決に対する控訴
- ・ 1930 年関税法 337 条事件について、連邦国際取引委員会 (U.S. International Trade Commission) の決定に対する控訴
- ・ 種苗保護事件について、農務長官の決定に対する控訴

などに対して、排他的管轄権をもっている。

連邦控訴裁判所の裁判官 (judges) は、任期終身で、上院の承認を得て大統領が任命する。

(2) 「連邦軍事控訴裁判所」 (U.S. Court of Military Appeals)

第 1 条裁判所とよばれる裁判所であって、行政目的のために連邦憲法第 1 条に基づいて設置された裁判所である。軍事裁判について控訴事件を管轄する。

連邦軍事控訴裁判所の裁判官 (judges) は、任期 15 年、上院の承認を得て大統領が任命する。

(3) 「連邦退役軍人控訴裁判所」 (U.S. Court of Veterans Appeals)

第 1 条裁判所とよばれる裁判所であって、行政目的のために連邦憲法第 1 条に基づいて設置された裁判所である。退役軍人不服審判部からの上訴事件を管轄する。連邦退役軍人控訴裁判所の判決は、連邦巡回区連邦控訴裁判所に控訴できる。

連邦退役軍人控訴裁判所の裁判官 (judges) は、任期 15 年、上院の承認を得て大統領が任命する。

(4) 「 D . C . 控訴裁判所 」 (The District of Columbia Court of Appeals)

D . C . 上級裁判所からの控訴事件を管轄する。

C . 上告裁判所

「連邦最高裁判所」 (U.S. Supreme Court) は、連邦控訴裁判所および連邦軍事控訴裁判所からの上告事件を管轄するほか、連邦法上の争点に関して州の最上級審裁判所からの上訴事件、第 1 審として各州間の訴訟などを管轄する。第 1 審として各州間の訴訟を扱う場合を除き、法律審である。上告は、原則として、上告の申立に対して最高裁判所が裁量によって事件移送命令 (certiorari) を発した事件のみ認められる。例外として、連邦地方裁判所が 3 人の裁判官によって決定した差止命令は、事件移送命令を受けずに、かつ直接、上告できる。また、連邦控訴裁判所は、最高裁判所に対して、法律上の争点に関して拘束力をもつ指示を求めることができる。(合衆国法典 28 巻 1251 - 1259 条) 。

首都ワシントンに置かれている（合衆国法典 28 巻 2 条）。

連邦最高裁判所の裁判官（justices）は，任期終身で，上院の承認を得て大統領が任命する。

4 判決の効力

裁判所の判決には，既判力，執行力および争点効が認められる。

(1) 既判力

既判力は，同じ当事者（またはこれに準ずる者）間における同じ請求原因について，訴訟の蒸し返しを禁止する。

各州の裁判所の判決は，連邦憲法第 4 条第 1 項の「完全な信頼と信用条項」（full faith and credit clause）および合衆国法典 28 巻 1738 条に基づき，原則として，他州においても既判力が与えられる。

州裁判所の判決は，合衆国法典 28 巻 1738 条に基づき，連邦裁判所においても，既判力が認められる。また，連邦裁判所の判決は，合衆国法典 28 巻 1738 条の解釈²によって，州裁判所において既判力が認められている。

(2) 執行力

執行力は，勝訴当事者に，判決に基づき強制執行する権限を与える。判決を下した裁判所の書記官から執行令状（writ of execution）をもらい，執行官にこれを提出して，被告の財産を差押・処分してもらう。

連邦裁判所の判決は，合衆国法典 28 巻 1963 条に基づき，（他州に所在する場合を含め）いずれの連邦裁判所においても，その裁判所で判決が下されたのと同じように執行手続がとれる。

² Stoll v. Gottlieb, 305 U.S. 165 (1938)

州裁判所の判決は、他州においては、（上記のように既判力を利用することができるが）新たに判決を取得して、執行手続を行う。ただし、ニューヨーク州のようにいくつかの州では、原則として、他州判決にも執行力を認め、ただちに執行手続がとれるようにしているところもある。

(3) 争点効

争点効は、訴訟で争われた争点について、争った当事者に、他の訴訟において認定と異なる主張を禁止する効果である。第三者も、自己に有利に、これを援用できる。たとえば、特許訴訟において、特許無効判決には対世効はないが、他の訴訟においても生きてくるのは争点効の結果である。特許権者が侵害者と目するAとBをそれぞれ別々の裁判所の訴え、原告の特許がAに対する訴訟において無効であると判断され請求が棄却された場合、Bに対する訴訟において特許権者が敗訴するのは、争点効によってその特許の有効性を争えないためである。

既判力におけると同じく、州裁判所・連邦裁判所の判決はそれぞれの間において、たがいに争点効を認める。